

令和7年12月18日 厚生委員会

市民生活部環境政策課

議案説明資料

- 1 議案第76号 和解及び損害賠償の額を定めることについて . . . P 1
- 2 議案第77号 和解の一部変更について . . . P 6

議案第76号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

1 趣旨

本市における一般廃棄物（ごみ）収集運搬業務については、A工区からC工区までの計3者との間において、令和8年度までの業務委託契約を締結したが、業者選定の過程において市側に不適切な事案があったことから、契約期間の中途における契約解除に係る協議を各契約業者と行ってきた。

このうち、C工区については、本市議会の令和7年9月定例会において、和解及び損害賠償の額を定めることについて議案が可決され、既に次期委託業者による業務が開始されている。

今般、田川市一般廃棄物（ごみ）収集運搬業務委託（B工区）の契約解除について、相手方との協議が整ったため、同契約解除について和解し、及び損害賠償の額を定めるに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求めるものである。

2 相手方

田川市大字弓削田3486番地

早雲商事有限公司

代表取締役 山邊 光幸

3 事件の概要

一般廃棄物（ごみ）収集運搬業務委託に係る業者選定の過程において、市側に不適切な事案があったことを受け、契約期間の中途において契約を解除することについて、相手方と業務委託契約書第26条の規定に基づき協議を行った結果、損害賠償金を支払うことで協議が整ったもの

4 和解契約書案

別紙1「業務委託契約解除合意書（案）」の主な内容は次のとおり

(1) 契約解除日（第1条）

令和8年3月31日

(2) 損害賠償の支払（第4条）

下記5のとおり

(3) 車両の返還（第5条）

現在の契約に基づき、相手方（受注者）が本市（発注者）から借り受けている収集運搬車両は、契約解除日をもって返還するものとする。

5 損害賠償の支払

(1) 金額（第5条第1項・第2項）

15,448,000円

【内訳】 人件費相当分（3か月分）

遺失利益相当分（12か月分）

※ 下記(2)に該当する場合は、金額の全部又は一部が減額となる。

(2) 支払金額の減額

再契約に至った場合は、次期契約の開始空白期間に応じて支払金額を減額する。

※ 再契約

現契約を解除後、本市が新たに発注する一般廃棄物（ごみ）収集運搬業務委託（以下「新契約」という。）を今回の相手方（受注者）が新たに受注すること。

なお、新契約に係る委託業務が複数の工区に分割された場合は、同工区のいずれかの工区を受注する場合を含む。

ア 人件費相当分（第1条第2項）

(ア) 空白期間がない場合

人件費相当分の全額を減額するものとする。

※ 再契約に至った場合、実質的には、委託業務を引き続き行うこととなり、当該再契約による業務委託料が支払われることとなることから、損害賠償額としての人件費相当分を減額するとの考え方によるもの

(イ) 空白期間が1か月の場合

人件費相当分の1か月分を支払うこととし、人件費相当分の2か月分を減額するものとする。

(ウ) 空白期間が2か月の場合

人件費相当分の2か月分を支払うこととし、人件費相当分の1か月分を減額

するものとする。

なお、空白期間が3か月以上の場合は、人件費相当分の3か月分を支払うこととなるため、人件費相当分の減額は行われない。

※ 空白期間

契約解除日（令和8年3月31日）から新契約の委託期間の始期の前日までの期間とする。

なお、空白期間は、1か月未満を1か月とし、1か月以上2か月未満を2か月とし、2か月以上についても同様に計算することとし、11か月以上12か月未満を12か月とする。（第2条）

また、この空白期間は、損害賠償の支払金額に係る減額の計算上のものであり、実際の業務については、新契約の受注者に対する業務の引継ぎが終了するまでの間、現在の受注者（相手方）において業務を誠実に履行することとなっている（第1条第4項）。

イ 遺失利益相当分（第1条第3項）

（ア） 空白期間がない場合

遺失利益相当分の全額を減額するものとする。

※ 再契約に至った場合、実質的には、委託業務を引き続き行うこととなり、当該再契約による業務委託料が支払われることとなることから、損害賠償額のうち、遺失利益相当分を減額するとの考え方によるもの

（イ） 空白期間が1か月の場合

遺失利益相当分の1か月分を支払うこととし、遺失利益相当分の11か月分を減額するものとする。

（ウ） 空白期間が2か月以上10か月以下の場合

（イ）と同様、空白期間の月数分の遺失利益相当分を支払うこととし、12か月から当該空白期間の月数を減じた残りの月数分の遺失利益相当分を減額するものとする。

（エ） 空白期間が11か月の場合

遺失利益相当分の11か月分を支払うこととし、遺失利益相当分の1か月分を減額するものとする。

なお、空白期間が12か月以上の場合は、遺失利益相当分の12か月分を

支払うこととなるため、遺失利益相当分の減額は行われぬ。

※ 空白期間の定義、計算等については、上記ア 人件費相当分に記載した内容に同じ

(3) 支払日（第5条第3項）

原契約の解除日（令和8年3月31日）から30日以内に支払うものとする。

6 契約解除の協議に至った主な経緯

年月等	主な経緯	備考
令和5年12月 ～令和6年4月	特命事案調査の実施	
令和6年7月3日	業者選定の見直しに係る検討について市長が表明	令和6年田川市議会6月定例会における行政報告
令和7年6月26日	業者選定のやり直しに係る手続を進める旨を市長が表明	令和7年6月定例記者会見

7 その他

本市が新たに発注する一般廃棄物（ごみ）収集運搬業務委託（以下「次期委託契約」という。）については、A工区、B工区及びC工区に分割する予定である（C工区は次期業務委託を契約済み）。

業者選定の過程において、市側に不適切な事案があったことを受け、契約解除の協議に至ったものである中、今回、契約解除に合意いただいたB工区についても、本議案の可決をいただいた後、次期委託契約に向けた事務を進めることとなる。

次期委託契約に係る業者選定については、指名競争入札で実施する方向で検討しているが、継続的な業務の履行を確保する観点から、全ての工区を同一業者が受託することは不可とする予定である。

また、本年9月議会において可決いただいたC工区の契約解除の際の議案（議案第55号「和解及び損害賠償の額を定めることについて」）に係る議案説明資料においても記載したとおり、A工区又はB工区は、C工区に比べて業務量が多くなることから、A工区及びB工区を同一業者が受託することは不可とする一方、C工区の受託者がA工区又はB工区のいずれかの工区と重複して受託者となることは可能とする予定である。

これは、契約解除前の同業務委託においては、「A工区又はB工区の契約候補者がC工区の優先交渉権を得ている場合、A工区又はB工区の契約締結の時点で、C工区の優先交渉権は失効する」と定めていたものの、その後の業務履行状況を踏まえ、契約解除後の次期業務委託について、新たに受託可能な工区の組合せを検討した結果によるものである。

議案第77号 和解の一部変更について

1 趣旨

本市における一般廃棄物（ごみ）収集運搬業務委託（C工区）の契約解除については、本市議会の令和7年9月定例会において、和解及び損害賠償の額を定めることについて議案が可決され、既に次期委託業者による業務が開始されている。

今般、一般廃棄物（ごみ）収集運搬業務委託のうち、B工区の契約解除について、和解し、及び損害賠償の額を定めるに当たり、同工区の和解契約書案の内容に応じて、本年9月定例会において可決いただいたC工区の業務委託契約解除合意書においても、一部を変更する必要があるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものである。

2 相手方

田川市大字伊田5031番地

株式会社彩春環境

代表取締役 寺田 祐介

3 和解の主な変更内容

(1) 支払日の変更

第5条（損害賠償の支払）の規定を変更する。

【変更前】

損害賠償金は、新契約の締結日（新契約に係る委託業務が複数の工区に分割された場合は、当該分割された全ての工区に係る契約が締結された日をいう。）から30日以内に支払うものとする。

【変更後】

損害賠償金は、解除日から60日以内に支払うものとする。

(2) 再契約に伴う減額の方法

第5条に次の1項を加える。

「前項の規定により支払われた損害賠償金について、第1条第2項及び第3項の規定により損害賠償額を減額することとなったときは、発注者は当該減額分の損害

賠償金の返還を求めないこととし、受注者は再契約において、委託料のうち同条第2項及び第3項の規定による損害賠償額の減額分に相当する額を放棄する。」

4 変更に関する合意書（案）の内容

別紙2 「業務委託契約解除合意書の一部変更に関する合意書（案）」のとおり

5 新旧対照表

別紙3 業務委託契約解除合意書（令和7年9月29日付け）新旧対照表のとおり

業務委託契約解除合意書（案）

田川市（以下「発注者」という。）と早雲商事有限会社（以下「受注者」という。）が、令和3年7月19日に締結した「田川市一般廃棄物（ごみ）収集運搬業務委託（B工区）」（以下「原契約」という。）に関して、原契約書第26条の規定に基づき解除することに合意したので、以下のとおり合意書（以下「本合意書」という。）を締結する。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づく議会の議決が得られない場合は本合意書の効力を失う。

（契約の解除）

- 第1条 発注者及び受注者は、原契約を合意の上、令和8年3月31日（以下「解除日」という。）をもって解除する。
- 2 前項の規定にかかわらず、原契約の解除後、発注者が新たに発注する「田川市一般廃棄物（ごみ）収集運搬業務委託」（以下「新契約」という。）を受注者が新たに受注した場合（以下「再契約」という。新契約に係る委託業務が複数の工区に分割された場合は、同工区のいずれかの工区を受注した場合を含む。）において、解除日から新契約の委託期間の始期の前日までの期間（以下「空白期間」という。）がない場合は、第5条第1項に規定する損害賠償額から同条第2項に規定する人件費相当分の全額を減額するものとする。ただし、空白期間が1か月又は2か月の場合は、当該空白期間の月数に応じた額を減額するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、再契約に至った場合において、空白期間がない場合は、第5条第1項に規定する損害賠償額から同条第2項に規定する遺失利益相当分の全額を減額するものとする。ただし、空白期間が1か月から11か月までの場合は、当該空白期間の月数に応じた額を減額するものとする。
- 4 再契約に至らなかった場合においても、解除日又は新契約の受注者に対する業務の引継ぎが終了するまでの間、原契約を誠実に履行するものとする。

（空白期間の計算）

第2条 前条第2項及び第3項に規定する空白期間は、1か月未満を1か月とし、1か月以上2か月未満を2か月とし、2か月以上についても同様に計算することとし、11か月以上12か月未満を12か月とする。

（一部条項の存続）

第3条 発注者及び受注者は、次条から第8条までの規定について、解除日以後も有効に存続することを確認する。

(債権債務)

第4条 発注者及び受注者は、本合意書に定めるもののほか、原契約に関し、互いに何らの債権債務も有していないことを相互に確認する。

2 解除日以降は、発注者及び受注者の原契約に基づく新たな債権債務は、発生しないものとする。

(損害賠償の支払及び減額)

第5条 発注者は、受注者に対し、契約解除に係る損害賠償金15,448,000円を支払う。

2 前項の損害賠償金の内訳は、田川市一般廃棄物(ごみ)収集運搬業務委託(B工区)の契約解除に係る協議書(令和7年12月9日付け)に記載の人件費相当分(3か月分)及び遺失利益相当分(12か月分)とする。

3 第1項の損害賠償金は、解除日から30日以内に支払うものとする。

4 前項の規定により支払われた損害賠償金について、第1条第2項及び第3項の規定により損害賠償額を減額することとなったときは、発注者は当該減額分の損害賠償金の返還を求めないこととし、受注者は再契約において、委託料のうち同条第2項及び第3項の規定による損害賠償額の減額分に相当する額を放棄する。

(車両の返還)

第6条 受注者は、原契約の締結に基づき、受注者が発注者から借り受けた収集運搬車両(以下「収集車両」という。)を、解除日をもって発注者に返還するものとする。

2 受注者は、発注者に収集車両を返還するまでに、受注者が加入する対人賠償保険及び対物損害賠償保険を解約しなければならない。

3 受注者は、発注者に収集車両を返還するまでに、収集車両に受注者が設置した表示等を全て撤去し、発注者の検査を受けなければならない。

4 前3項に規定する収集車両の返還に伴う経費は、受注者の負担とする。

(行政財産使用許可)

第7条 発注者が令和7年4月1日付けで受注者に行った行政財産使用許可は、解除日をもって取り消すものとする。

(補則)

第8条 本合意書に定めのない事項又は本合意書の解釈に疑義が生じた事項については、

必要に応じて発注者及び受注者が協議して定める。

本合意の証として本合意書を2通作成し、発注者受注者相互が記名押印の上、各1通を保有する。

令和7年 月 日

発注者 田川市

代表者 田川市長 村上 卓哉

受注者 住所又は所在地 田川市大字弓削田3486番地

氏名又は名称 早雲商事有限会社

代表者資格氏名 代表取締役 山邊 光幸

業務委託契約解除合意書の一部変更に関する合意書（案）

田川市（以下「発注者」という。）と株式会社彩春環境（以下「受注者」という。）とは、令和7年9月29日に締結した業務委託契約解除合意書の一部の変更について次のとおり合意する。

第5条の見出し中「支払」の次に「及び減額」を加え、同条第3項中、「新契約の締結日（新契約に係る委託業務が複数の工区に分割された場合は、当該分割された全ての工区に係る契約が締結された日をいう。）から30日以内」を「解除日から60日以内」に改め、同条に次の1項を加える。

- 4 前項の規定により支払われた損害賠償金について、第1条第2項及び第3項の規定により損害賠償額を減額することとなったときは、発注者は当該減額分の損害賠償金の返還を求めないこととし、受注者は再契約において、委託料のうち同条第2項及び第3項の規定による損害賠償額の減額分に相当する額を放棄する。

本合意の証として本合意書を2通作成し、発注者受注者相互が記名押印の上、各1通を保有する。

令和7年 月 日

発注者 田川市

代表者 田川市長 村上 卓哉

受注者 住所又は所在地 田川市大字伊田5031番地

氏名又は名称 株式会社彩春環境

代表者資格氏名 代表取締役 寺田 祐介

○業務委託契約解除合意書（令和 7 年 9 月 2 9 日付け）新旧対照表

新（改正案）	旧（現行）
<p>（契約の解除）</p> <p>第 1 条 発注者及び受注者は、原契約を合意の上、令和 7 年 1 1 月 3 0 日（以下「解除日」という。）をもって解除する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、原契約の解除後、発注者が新たに発注する「田川市一般廃棄物（ごみ）収集運搬業務委託」（以下「新契約」という。）を受注者が新たに受注した場合（以下「再契約」という。新契約に係る委託業務が複数の工区に分割された場合は、同工区のいずれか又は複数の工区を受注した場合を含む。）において、解除日から新契約の委託期間の始期の前日までの期間（以下「空白期間」という。）がない場合は、第 5 条第 1 項に規定する損害賠償額から同条第 2 項に規定する人件費相当分の全額を減額するものとする。ただし、空白期間が 1 か月又は 2 か月の場合は、当該空白期間の月数に応じた額を減額するものとする。</p> <p>3 第 1 項の規定にかかわらず、再契約に至った場合において、空白期間がない場合は、第 5 条第 1 項に規定する損害賠償額から同条第 2 項に規定する遺失利益相当分の全額を減額するものとする。ただし、空白期間が 1 か月から 1 5 か月までの場合は、当該空白期間の月数に応じた額を減額するものとする。</p> <p>4 （略）</p>	<p>（契約の解除）</p> <p>第 1 条 発注者及び受注者は、原契約を合意の上、令和 7 年 1 1 月 3 0 日（以下「解除日」という。）をもって解除する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、原契約の解除後、発注者が新たに発注する「田川市一般廃棄物（ごみ）収集運搬業務委託」（以下「新契約」という。）を受注者が新たに受注した場合（以下「再契約」という。新契約に係る委託業務が複数の工区に分割された場合は、同工区のいずれか又は複数の工区を受注した場合を含む。）において、解除日から新契約の委託期間の始期の前日までの期間（以下「空白期間」という。）がない場合は、第 5 条第 1 項に規定する損害賠償額から同条第 2 項に規定する人件費相当分の全額を減額するものとする。ただし、空白期間が 1 か月又は 2 か月の場合は、当該空白期間の月数に応じた額を減額するものとする。</p> <p>3 第 1 項の規定にかかわらず、再契約に至った場合において、空白期間がない場合は、第 5 条第 1 項に規定する損害賠償額から同条第 2 項に規定する遺失利益相当分の全額を減額するものとする。ただし、空白期間が 1 か月から 1 5 か月までの場合は、当該空白期間の月数に応じた額を減額するものとする。</p> <p>4 （略）</p>

新（改正案）	旧（現行）
<p>第2条から第4条まで（略）</p> <p>（損害賠償の支払及び減額）</p> <p>第5条 発注者は、受注者に対し、契約解除に係る損害賠償金8,238,000円を支払う。</p> <p>2 前項の損害賠償金の内訳は、田川市一般廃棄物（ごみ）収集運搬業務委託（C工区）の契約解除に係る協議書（令和7年8月15日付け）に記載の人件費相当分（3か月分）及び遺失利益相当分（16か月分）とする。</p> <p>3 第1項の損害賠償金は、<u>解除日から60日以内に支払うものとする。</u></p> <p>4 <u>前項の規定により支払われた損害賠償金について、第1条第2項及び第3項の規定により損害賠償額を減額することとなったときは、発注者は当該減額分の損害賠償金の返還を求めないこととし、受注者は再契約において、委託料のうち同条第2項及び第3項の規定による損害賠償額の減額分に相当する額を放棄する。</u></p> <p>第6条から第8条まで（略）</p>	<p>第2条から第4条まで（略）</p> <p>（損害賠償の支払）</p> <p>第5条 発注者は、受注者に対し、契約解除に係る損害賠償金8,238,000円を支払う。</p> <p>2 前項の損害賠償金の内訳は、田川市一般廃棄物（ごみ）収集運搬業務委託（C工区）の契約解除に係る協議書（令和7年8月15日付け）に記載の人件費相当分（3か月分）及び遺失利益相当分（16か月分）とする。</p> <p>3 第1項の損害賠償金は、<u>新契約の締結日（新契約に係る委託業務が複数の工区に分割された場合は、当該分割された全ての工区に係る契約が締結された日をいう。）から30日以内に支払うものとする。</u></p> <p>第6条から第8条まで（略）</p>